

高 齢 介 護 課

平成 2 9 年度紀の川市高齢者福祉事業一覧

高齢者の方々が快適で安心して暮らせるように、各種福祉サービス事業がありますので利用ください。
在宅福祉サービス等を希望される方は、あらかじめ利用の申請が必要ですので、内容や申請方法、添付書類など詳しいことは、高齢介護課もしくは各支所保険福祉係・鞆淵出張所へお問い合わせください。

※対象者は市内に住所のある方です。

種 類	内 容	対 象 者	自 己 負 担	所得制限
生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)事業	高齢者を養護する必要が生じた場合に特別養護老人ホーム、養護老人ホームの空き部屋に一時的に宿泊していただき、生活習慣の指導や支援を行います。	おおむね65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の申請・更新申請において、介護認定結果「自立」となり、介護保険の対象外になった方及びそれに準ずる方	1回の利用料 500円及び食事代等実費 ※月7日以内	無
見守り事業	定期的に居宅を訪問し見守りや安否確認を行い、異常を発見した場合、必要な連絡や通報を行うなど、孤独感や不安を解消し自立した生活を送れるよう支援します。	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯及びそれに準ずる世帯	見守り訪問 無料 委託先 社会福祉協議会 弁当配達業者 弁当代 実費 ※週3回以内	無
外出支援サービス事業	車椅子のまま乗ることのできるリフト車や寝たきりのまま乗ることができるストレッチャー装置車等で居宅と医療機関等の間を送迎します。	おおむね65歳以上の在宅高齢者であって、加齢に伴う身体機能の低下や病気等により一般交通機関を利用することが困難で、要介護4又は5に認定された方	1往復の利用料 紀の川市・岩出市 200円 その他の地域500円 駐車料金等実費 ※週1回以内	無
緊急通報システム事業	急病・事故・災害など緊急時に迅速かつ適切な対応するため緊急通報装置の貸与をします	日常生活を営む上で注意を要する状態にある、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方又はひとり暮らしの重度心身障害者等	装置の使用によってかかった電話の通話料や手数料の支払いに係る手数料等 所得税課税世帯の場合の利用料 月額1,000円(税別)	有

種 類	内 容	対 象 者	自己負担	所得制限
老人日常生活用具給付事業	<p>在宅高齢者に対し、下記の日常生活用具を給付又は貸与することにより日常生活の安全と便宜を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電磁調理器 ・火災警報器 ・自動消火器 ・老人用電話（貸与） 	<p>◎電磁調理器 おおむね65歳以上の心身の機能低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方等</p> <p>◎火災警報器 おおむね65歳以上の低所得の寝たきりの方、ひとり暮らしの方等</p> <p>◎自動消火器 おおむね65歳以上の低所得の寝たきりの方、ひとり暮らしの方等</p> <p>◎老人用電話（貸与） おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らしの方等</p>	<p>生計中心者の所得により負担が異なります。</p> <p>又、老人用電話については、基本料金、通話料金は自己負担</p>	有
高齢者居宅改修補助事業	<p>日常動作能力の低下した高齢者が排泄、入浴、移動等容易にするため、その必要な改修費を補助し、日常生活の便宜を図ります。</p> <p>※補助の対象経費は、介護保険の住宅改修費の支給対象となる費用で、40万円もしくは、補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額から介護保険の住宅改修適用分を除いた額</p> <p>20万円を上限として上記金額の全額を補助</p>	<p>以下のすべてに該当する方</p> <p>①市内に住居がある満65歳以上の方</p> <p>②介護認定で要介護又は要支援と認定された方</p> <p>③身体の障害等により、日常生活に支障があり、住宅改修が必要な方</p> <p>④紀の川市重度身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修費の助成を受けていない方</p> <p>⑤市民税非課税世帯等の和歌山県老人医療費補助金対象者に準ずる方（同一住居、同一生計者を含む）</p>	有	有

種 類	内 容	対 象 者	自己負担	所得制限
紙おむつ助成事業	<p>身体上、精神上の理由により、紙おむつを使用している要介護高齢者等に対して、紙おむつ等の購入助成券を給付します。</p> <p>①要介護1～2認定者 月額2500円のおむつ購入助成券 ②要介護3～5認定者 月額4600円のおむつ購入助成券</p>	<p>以下のすべてに該当すること。</p> <p>①市内に住所を有する者 ②要介護1～5の認定を受けている者 ③常時失禁状態にある者 ④所得税非課税世帯に属する方</p> <p>ただし、介護保険の施設やその他の制度で紙おむつの給付を受けている者を除く。</p>	無	有
家族介護慰労事業	<p>在宅で寝たきりの方や認知症の方を介護している家族へ慰労金を支給します。</p> <p>対象者① 16万円 対象者② 10万円 対象者③ 6万円</p>	<p>住民税非課税世帯で要介護4又は5の高齢者を常時在宅で1年以上介護している家族（期間中に入院や施設入所等により在宅で介護していない期間が90日未満であること）</p> <p>対象者① 期間中介護保険のサービスを受けていない。かつ、特別障害者手当を受けていない。 対象者② 対象者①のうち特別障害者手当を受けている場合 対象者③ 対象者①の場合で介護保険のサービスを受けている場合</p>	無	有
生活支援ハウス利用事業	<p>介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援します。</p>	<p>60歳以上のひとり暮らし及び夫婦のみの世帯並びに家族に支援を受けることが困難な方で生活することに不安のある方</p>	収入に応じて費用自己負担	無
養護老人ホーム入所措置	<p>生活が困窮している、また家族と同居できない等の事情がある方で、入所の必要とみなされた方に措置をします。</p>	<p>65歳以上の方</p>	収入に応じて費用自己負担	有

種 類	内 容	対 象 者	自己負担	所得制限
長寿祝金の支給事業	9月1日現在において、6ヶ月以上本市に住所を有する方に支給します。 (申請の必要ありません。対象者には高齢介護課から通知します。)	満88歳 満99歳 満100歳 101歳以上の方 (なお、100歳は、誕生月にお祝金を支給します。)	無	無
災害時要援護者避難支援事業	災害が発生した場合、避難場所での生活が困難と認められる方の特別養護老人ホーム等への一時入所等の対応や自力で避難することが困難な方の支援を迅速に行うため、災害時要援護者名簿(台帳)に申請された方を登録します。 ※市役所関係各課、社会福祉協議会、民生委員、自治会役員、警察、消防署等へ登録情報の提供をします。 ※災害時は多くの混乱が予想されますので、登録をすることによって、すぐに避難を支援できるとは限りません。	①介護保険介護認定で要介護3(重度の介護を要する状態で、立ち上がりや歩行などが自力でできない等)以上の居宅または施設で生活する方 ②障害程度が身体障害者手帳1級または2級のうち重度の介護を要する状態で、立ち上がりや歩行などが自力でできない方および療育手帳Aのうち常時見守りが必要で、状況判断が困難な居宅で生活する方 ③上記以外で、高齢者のひとり暮らし等で、避難支援を希望する方。	無 ※災害対策基本法が改正されたことにより、名簿に登録するためには同意書の提出が必要になります。対象になる方には市から直接同意書を送付します。	無
在宅高齢者等訪問理容サービス事業	自宅に理容師を派遣し、調髪・顔そり・洗髪等のサービスを提供します。 1回一律2,000円の助成で、年4回(1回/3ヶ月)。	自力で理容店に行くことが困難な要介護3以上の在宅高齢者等	理髪料金と助成額との差額	無
ほっと安心ネットワーク事業	認知症高齢者が行方不明になった場合、事前に登録された情報をもとに協力機関に情報提供を呼びかけます。	徘徊のおそれのある認知症高齢者	無	無
徘徊高齢者位置探索サービス事業	徘徊高齢者が行方不明になった場合に、位置を探索するためのGPS端末機を貸与します。	要介護又は要支援認定を受けた徘徊行動が認められる高齢者を在宅で介護している家族	無	無

種 類	内 容	対 象 者	自己負担	所得制限
救急医療情報キット配布事業	本人の身体状況や関係者の連絡先などの情報を集約し、迅速に医療従事者や関係者に伝達できるようキットを配布します。	以下のいずれかに該当する人 65 歳以上の一人暮らしの人 65 歳以上のみの高齢者世帯 災害時要援護者登録をしている人 障害のある一人暮らしの人	無	無